

憲法から考える

たたかい、いかす生存権 4

を取り戻す」ことを訴えま
した。

国と「基本合意」

2009年、同法廃止を
公約に掲げた民主党に政権
交代。原告は10年1月、国
と「基本合意」を結んで和
解しました。その中で、自
立支援法を廃止し新法を制
定することを約束。「障害
者福祉の充実は、憲法等に
基づく障害者の基本的人權
の行使を支援するものであ
ることを基本とする」

藤岡さんは「政策立案の
段階で『憲法に基づくべき
だ』という基本的な視点

を、国に認めさせることが
できた」と評価します。

その後の「制度改革」は、
「基本合意」と障害者権利
条約がベースになりました。

障害者団体は、政府の動
向に向けて「骨格提言」をま

「私たち抜きに私たちのことを
決めないで」と訴えて自立支援
法に代わる真の新法を求める
障害者ら(2012年4月)



きを推進しようと同団
とめました。部会員だった
結。そのスローガンは「私
藤岡さんは「新法は憲法を
たち抜きに私たちのことを
決めないで」。憲法13条
で保障される自己統治、自
己決定権の実現を求めたの
です。

3党が合意無視

この流れの中で改正され
た障害者基本法には、「全
ての国民が、障害の有無に
かわらず、等しく基本的
人權を享有するかけがえの
ない個人として尊重される
ものである」との理念にの
と」と旧法になかった憲
法の理念が盛り込まれまし
た。

政府の「総合福祉部会」
には、立場の違う障害者や
研究者、自治体首長らが参
加し、11年8月、新法制定
が具体化されるべきだ」と
強調します。

(つづく)

障害者の尊厳求め

「運動の中で憲法を使
い、常に憲法を生きたもの
にしなければならぬ」。

「制度改革」の基礎をつく
りました。

訴状は、自立支援法につ
いて憲法13条(幸福追求
権)、14条(法の下平等)、
25条(生存権)などの規定
に違反する立法だと批判。

「障害者が真に人間として
の尊厳を保障され、自己実
現を図ることのできる社会

「障害者が真に人間として
の尊厳を保障され、自己実
現を図ることのできる社会

「障害者が真に人間として
の尊厳を保障され、自己実
現を図ることのできる社会

「障害者が真に人間として
の尊厳を保障され、自己実
現を図ることのできる社会

「障害者が真に人間として
の尊厳を保障され、自己実
現を図ることのできる社会